

Ⅲ 検証結果

※凡例

.....は、災害時に自らの命を守る行動として、
県民・住民の皆様に取り組んでいただくべき事項を示しています。

検証項目 1 : コロナ禍における避難所運営、災害ボランティア等の受入 (1) : 避難所における感染防止対策

1. これまでの取組み

(1) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた県ガイドラインの策定

- ・新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、避難所を開設、運営をするにあたり、密閉、密集、密接の三つの密を避ける等、新型コロナウイルス感染症対策を徹底する必要があるとあり、岐阜県避難所運営ガイドライン「新型コロナウイルス感染症対策編」を策定した。(令和2年5月9日)

<県避難所運営ガイドライン「新型コロナウイルス感染症対策編」のポイント>

- ① 2m間隔の確保やパーティションの設置により、三つの密（密閉、密集、密接）の回避
- ② 事前受付を設置し、体調不良者等の完全分離
- ③ 毎日の体温・体調チェック、マスク常用、手洗い及び消毒の徹底
- ④ 体調不良者等について、医療機関の受診等のための手順を医療関係者の協力体制を含めマニュアル化
- ⑤ 保健所と十分に連携の上、感染者が確認された際の適切な対応
- ⑥ 住民への広報や避難所不足への対応などの事前対策が必要不可欠

- ・住民への事前周知として以下の項目を提示している。

- ・ 自宅の災害の危険性を確認
- ・ 親せきや友人宅等、避難所以外への避難の検討
- ・ マスクや石鹼(消毒液)、体温計、タオル、スリッパ、ビニール手袋等を用意
- ・ 服用している薬や体調管理のためのサプリメント等を用意
- ・ 受付時に必要な「避難者カード」を事前に用意
- ・ 避難所に行く際は、マスクを着用、「健康状態チェックカード」を記入し持参

- ・ 令和2年5月14、15日に、全42市町村へ圏域毎にテレビ会議で説明会を実施し、市町村の個別訪問では、首長に直接説明した(7月31日時点13市町村で実施)。
- ・ 各市町村に避難所運営マニュアルの作成、訓練の実施を要請し、全42市町村で避難所運営マニュアルを作成し、図上訓練を実施した。
- ・ 現地訓練も順次実施している(7月31日時点39市町村で実施)。
- ・ 市町村は、広報誌やチラシの各戸配布、ウェブサイト掲載等により住民への周知を実施している。

(2) 感染症対策に必要な資機材の整備

- ・県は、市町村の指定避難所に必要な資機材について購入経費を補助する「避難所生活環境確保事業費補助金」に、新たに体温計やサーモグラフィ、消毒液、パーティションや簡易テント、マスクなどの資機材について補助の対象に含め、市町村の備蓄を積極的に後押しするとともに、市町村では維持管理が困難な資機材の備蓄を実施した。
- ・また、県災害対策本部の「食料物資チーム」として、毎年、災害時応援協定締結事業者（以下「協定締結事業者」という。）が参加する防災訓練を実施し、定期的に相互の連絡担当者を共有することで、平時からの協定締結事業者との連絡・連携体制を構築した。
- ・災害時における迅速かつ効率的な物資支援を実現するため、国と地方自治体との間で物資支援に係る情報を一体的に管理・情報共有できる「物資調達・輸送調整等支援システム」が令和2年4月1日に運用開始され、市町村に対し、備蓄資機材のシステムへの入力を依頼した（7月31日時点36市町村で入力済み）。

(3) 避難所としての宿泊施設の活用

- ・県は、災害救助法の適用を受ける大規模災害時に被災者が以下の支援を受けられるよう、岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合と平成27年4月24日に協定を締結している。

○協定の主な内容

- (1) 食材の提供
- (2) 料理、弁当等の食品の提供
- (3) 炊き出し
- (4) 入浴サービス、貸しタオル及び石鹸等の提供
- (5) 要配慮者等に対する宿泊施設の提供

- ・災害救助法の適用を受けない被災市町村が、旅館やホテル等の宿泊施設を避難所として借上げた場合の経費について、令和2年6月補正予算において「避難所生活環境確保事業費補助金」の補助項目として追加した。
- ・令和2年7月31日現在で、災害時に避難所として活用できるよう、宿泊施設との協定を締結している市町村は6市（岐阜市、高山市、土岐市、恵那市、飛驒市、下呂市）。

※個別の宿泊施設との協定締結を含む。

2. 事象（事実の記載）とその事象への対応

<事象 1：避難所開設状況>

- ・県内 22 市町村において、計 252 箇所の指定避難所を開設した。

○避難情報と避難所への避難者数

避難準備・高齢者等避難開始	： 36, 541 世帯	93, 065 人
避難勧告	： 92, 339 世帯	232, 081 人
避難指示（緊急）	： 88, 311 世帯	219, 135 人
避難者数	：	3, 918 人

（詳細は「検証項目 2（2）避難情報発令後の住民の避難行動」に記載）

<事象 2：指定避難所における感染防止対策>

- ・7月4日から28日まで、県災害対策本部は大雨警報（土砂災害）が発表された市町村に対し、避難所開設時の感染防止対策の徹底を要請した。
- ・7月8日、県災害対策本部に避難所支援チームを設置した。
- ・7月8日から8月6日まで各県事務所を通じ、避難所を開設した市町村に対し、指定避難所における感染防止対策の実施状況を確認し、全ての市町村で感染防止対策を実施していることを確認した（7月16日までは毎日朝夜2回、以降毎日1回）。

○感染防止対策に関する確認項目

- ①避難者の健康管理（受付時の問診・検温の実施）
- ②避難所の衛生管理（マスク、消毒液の用意等）
- ③避難者スペースの十分な確保（パーティション等を利用した区画等）
- ④発熱者等への対応（専用スペースの確保等）
- ⑤各種物資の不足状況（マスク、消毒、体温計など）

感染防止対策の他に、以下の項目を確認

- ・開設避難所数
- ・避難所避難者数（体調不良者数の確認含む）
- ・避難所外避難者数
- ・周囲の被害状況
- ・避難所における電気、ガス、水道、通信の状況
- ・避難所としての旅館・ホテルの活用状況
- ・冷房の必要性
- ・その他避難所運営における課題

○市町村アンケート結果

- ・避難所を開設した22市町村にアンケート調査を実施した。
- ・全ての指定避難所で事前受付や2m間隔の確保、専用スペースの設置により感染防止対策を実施したが、その他項目については対策実施状況にばらつきがあった。

対策項目	実施市町村数	実施率
事前受付の設置・受付時の体調確認	22	100%
パーティションの設置や2m間隔の確保	22	100%
発熱や体調不良の方が医療機関受診まで待機する専用スペースの設置	22	100%
避難所以外への避難を呼びかけた	13	59%
避難者カードを事前に配付した	19	86%
健康状態チェックカードを事前に配付した	15	68%
毎日の検温、体調チェックカードによる体調管理を行った	14	64%

○市町村ヒアリング結果

- ・避難所1箇所当たりの避難者が少なくなるよう、今までより多く避難所を開設した。(郡上市)
- ・避難所開設に消防団が関わった地区があり、その地区はスムーズに避難所運営ができた。(郡上市)
- ・感染症のリスクが大きい妊婦や乳児は、指定避難所とは別に用意した町保健センターに避難してもらった。(八百津町)
- ・一部の地域で避難所が密になることもあったが、他に避難する場所もないため、感染予防対策を徹底した上で受け入れた。(高山市)
- ・感染症対策備品等は準備中の避難所もあり、ソーシャルディスタンスを基本に対応した。(下呂市)



事前受付により体調不良の避難者を別室へ分離（高山市丹生川支所：左）7/9

パーティション等を活用しスペース、間隔を確保（下呂市小坂中学校：右）7/10

<事象3：避難所定員の減少による影響>

- ・避難所の感染防止対策として2m間隔のスペースを確保したため、避難所定員の減少が発生し避難者に対して他の避難所への移動を促した事例が発生した。

- 下呂市の指定避難所「市民会館」で感染防止対策を実施した結果、定員が減少（定員400人から110人）し、避難者が別の指定避難所へ移動
- ・7月6日 9時00分 「市民会館」を開設
 - ・7月8日 2時30分 当該地区に避難指示発令とともに「交流会館」を開設（定員2,600人から860人）
→3時00分頃「市民会館」の避難者が増加（最大で115人受入れ）
 - ・7月8日 3時30分頃「交流会館」への移動を促し、「市民会館」の115人のうち67名の避難者が移動
※その後「市民会館」へ来た避難者約30人にも「交流会館」へ移動を促した。
 - ・7月8日 3時57分～ 最終的に「交流会館」（定員860人）に約60人が避難

- 〔 今回の事案で「市民会館」への避難者が集中した地域は、令和元年11月に「防災タウンミーティング事業」により、早期避難に関する講演や地域ぐるみで実施した防災に関する取組みについての事例発表を実施している。 〕

<事象4：コロナ禍における住民避難行動への影響>

- ・平成30年7月豪雨災害と比較し、「垂直避難など屋内安全確保」を呼びかけた市町村の割合が増加した。
（詳細は「検証項目2（2）避難情報発令後の住民の避難行動」に記載）
- ・住民が避難所での新型コロナウイルス感染を危惧し、避難をためらったという報道もある。

<事象5：避難における宿泊施設の活用>

- ・7月14日14時 恵那市長島町地内の裏山が崩れる恐れがあることから、10世帯32人に避難指示（緊急）を発令した。
- ・7月14日から21日 対象世帯の住民は、親せき宅等への避難の他、恵那市と協定を締結している宿泊施設へ避難した（災害救助法適用市のため、費用は国・県が負担）。

<事象6：感染防止対策資機材の確保>

- ・2市から県に対し感染防止対策に関する物資支援の要請があり、支援を実施した（2市とも感染防止対策資機材について、備蓄のための予算を執行中の状況で今回の災害が発生）。

- ・7月 8日 県災害対策本部に食料物資チームを設置

(瑞浪市)

- ・7月10日 瑞浪市から東濃県事務所へ体温計の貸与の要請
東濃県事務所が体温計を貸与できるよう準備
瑞浪市は住民に対し、不足が予測される体温計について、各自で持ち込むよう事前に周知。結果として不足せず貸与に至らず。

(下呂市)

- ・7月14日 下呂市から県災害対策本部へパーティション30組（120枚）、消毒液50リットルの要請（その他：毛布150枚）
- ・下呂市の要請を受け、要請当日中に協定締結事業者に対し対応の可否を打診
- ・7月15日 県食料物資チームにより下呂市に毛布、消毒液の配送完了
- ・7月17日 県食料物資チームにより下呂市にパーティションの配送完了

○その他、パーティションの代用として施設にある設備を利用し、感染防止対策を実施した事例もあった。



居住スペースのパーティション代用事例（下呂市金山町下原公民館：左）7/6
事前受付のパーティション代用事例（関市板取川中学校：右）7/7

＜事象7：濃厚接触者への対応＞

- ・陽性者は入院中であり、避難なし。
- ・今回の災害で、7月31日まで濃厚接触者の避難なし。
- ・今回の災害で、7月31日まで避難所における発熱等体調不良者の発生なし。
- ・保健所の指導により濃厚接触者は、ハザードマップで自宅の災害リスクを確認し、自宅を含めた指定避難所以外の避難先を確認
- ・保健所は、毎日電話による濃厚接触者の健康チェックを実施
- ・保健所は、避難勧告等が発令された市町村と濃厚接触者の情報を共有
- ・毎日、朝晩、保健医療課（現在は感染症対策推進課）から県災害対策本部（避難所支援チーム）へ濃厚接触者の人数と避難先を情報共有

3. これまでの取組みの評価と今回の災害における課題

(1) 避難所定員減少への対応

- ・県や市町村は、住民に対し自宅周辺の危険の確認や、避難所以外への避難の検討について、平時から呼びかけている。
- ・感染防止対策のため避難所の収容人員が減少し、発災時に避難所の収容能力を超える事態に備え、避難先の選択肢を増やす取組みが必要である。
- ・避難先としての宿泊施設等の活用について、協定締結済の市町村数は7月31日時点で6市にとどまっており、民間施設等を速やかに活用できる体制整備が必要である。
- ・市町村の行政区域内に避難先となりうる施設がない市町村もあり、広域的な避難先の確保が課題となっている。

課題・・・対応策（1）

○市町村ヒアリング結果

- ・避難所の定員以上の避難者が発生した場合に備え、小中学校の体育館や教室の使用を想定。
- ・今後専用スペースの設置も考えると、学校教室を利用する方向で検討。
- ・避難所以外の安全な場所にある親せき宅や知人宅への避難も呼びかけ。
- ・コロナ禍では避難所不足が想定されるため、再度、自治会において、避難所以外の避難も検討するよう促進。
- ・長期化に備え、仮設住宅建設のための市有地を確保。
- ・宿泊施設や大学等がないため、今まで以上の避難所の確保に苦慮。広域的な避難場所の確保が課題。

(2) 感染防止対策資機材の確保と訓練

- ・感染防止対策資機材を調達中であったものの、全国的な品薄状態でもあり、結果として今回の災害には間に合わなかった市町村もあった。
- ・県は、協定締結事業者と平時から連絡体制を構築しており、物資支援の要請があった2市に対し、全ての支援物資を速やかに搬送することができた。
- ・一方で、大規模災害時は協定締結事業者からの調達が困難な場合も想定され、市町村だけでなく、県においても備蓄を継続する必要がある。
- ・また、避難所の定員減少の影響を減らすため、市町村及び県は、パーティション等の資機材の早急な確保とともに、避難所を追加指定のうえ、資機材を用意することも必要である。
- ・市町村及び県は、指定避難所への感染防止対策資機材の確保を進めているが、感染防止対策資機材の品薄状況や、指定緊急避難場所（一時避難所）への避難に備え、マスクや体温計等を住民自らが用意するなど、「自助」の意識を高めることが、コロナ禍における避難において必要となる。
- ・感染防止対策を実施し避難所を開設するには時間がかかることから、避難所設営開始のタイミングの見直しや、住民が参画する避難所設営訓練の実施が必要である。

課題・・対応策（2）（3）

○市町村ヒアリング結果

- ・受付のアクリルパーティションが不足。
- ・パーティションは、短期間で組み立てられるものが必要。
- ・一部の避難所において検温備品が不足しており、聞き取りにより対応。
- ・通常の倍の職員を動員し避難所を設置したが、大規模災害に備え、体制を改める必要あり。
- ・事前に訓練を実施しなかったら、更に避難所開設に職員数が必要になったと思われる。職員の訓練の他に、自治会による避難所開設を推進。

(3) コロナ禍における住民避難行動の把握

- ・5月に県ガイドラインを策定してから2か月という短期間であったものの、避難所を開設した全ての市町村において、感染防止対策の取組みがなされた。
- ・毎日の検温や体調チェック表による健康管理について、今回の災害では、短期間で避難者が自宅へ戻り、活用に至らない市町村もあった。
- ・今回の災害は、コロナ禍における初めての住民避難であり、住民の行動について、事前の備えや、避難所以外の避難先の有無等を把握し、課題や改善策の検討が必要である。

課題・・対応策（4）

○市町村ヒアリング結果

- ・今回は避難所への避難者は少なかったが、多くの避難者が発生する場合を想定し、「避難者カード」の事前記載と持参を再周知する必要がある。
- ・「避難者カード」や「健康状態チェックカード」は周知済みであったが、持参した避難者はいなかった。
- ・マスクや体温の事前計測など、避難所での感染防止対策の必要性をご理解いただかず、煩わしく感じられる方がいた。

(4) 濃厚接触者への対応

- ・県は、濃厚接触者の避難先を事前に確認することにより、市町村に対して速やかに情報提供を行うことができた。

4. 対応策

(1) 民間施設等の活用促進【県】

- ・県は、災害救助法の適用を受けない被災市町村が、民間団体等の所有する研修所や宿泊施設等を要配慮者等の避難所として活用した際の借り上げ経費について、「避難所生活環境確保事業費補助金」により補助を実施する。
- ・市町村と施設の協定締結を促進するため、県は、先進市町村の事例や協定様式を市町村と共有する。

(2) 資機材の確保と訓練の実施【県・市町村】

- ・市町村は、予定している資機材を早急に確保するとともに、新たに追加する避難所用の資機材も確保する。
- ・県は、市町村が新たに必要とする資機材の種類、数量等を再確認し、「避難所生活環境確保事業費補助金」等による支援を実施する。
- ・また、市町村の資機材不足に備え、引き続き協定締結事業者と平時から連絡体制確保を図り、災害時の支援体制を確保するとともに、市町村では維持管理が困難な資機材の備蓄を行う。
- ・市町村及び県は、住民自らが避難の際にマスクや体温計、消毒液等を持ち込むなど、「自助」の意識を高めるよう、継続して周知を図る。
- ・県は、資機材の品薄など協定締結事業者からの調達が困難な場合に備え、近隣市町村からの物資調達協力が円滑に行えるよう、平時から「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用し、市町村の備蓄状況の共有を図る。
- ・市町村は、住民が参画する避難所設営訓練を引き続き実施し、県は実施状況を確認する。

(3) コロナ禍を踏まえた風水害タイムラインの見直し【県・市町村】

- ・事前受付や専用スペースの設置等、今までの避難所開設より設置に時間がかかることから、市町村は、設営時間を考慮した風水害タイムラインの見直しを実施し、現地訓練を通じ、タイムラインの実効性を確認する。
- ・県は、市町村のタイムライン見直し状況を確認し、避難所以外への避難を考慮した早期避難の呼びかけについて、市町村と意見交換を実施する。

(4) 住民避難行動に関する実態調査の実施【県】

- ・県は、コロナ禍における避難行動の実態を把握するとともに、避難情報覚知の有無、理解度、判断や行動が分かれた要因等を分析し、課題と改善策を取りまとめるため、岐阜大学と共同で住民実態調査を実施する。

検証項目 1 : コロナ禍における避難所運営、災害ボランティア等の受入
 (2) : 災害ボランティア等の受入等
 ① : 災害ボランティアの受入体制

1. これまでの取組み

(1) 「岐阜県災害ボランティア連絡調整会議」による災害ボランティア受入体制の整備

- ・県では、平成30年7月豪雨災害の検証結果を踏まえ、災害時に速やかに災害ボランティア受入に係る総合調整を行う「岐阜県災害ボランティア連絡調整会議」の設置マニュアルを平成31年3月に策定した。

[構成団体]

1 (社福)岐阜県社会福祉協議会	8 (公社)日本青年会議所東海地区 岐阜ブロック協議会
2 (特非)ぎふNPOセンター	9 (社福)岐阜県共同募金会
3 清流の国ぎふ防災・減災センター	10 日本労働組合総連合会岐阜県連 合会
4 日本赤十字社岐阜県支部	11 被災市町村
5 (公財)岐阜県国際交流センター	12 被災市町村社会福祉協議会
6 全岐阜県生活協同組合連合会	13 岐阜県 (地域福祉課、防災課、県民生活課)
7 日本防災士会岐阜県支部	14 内閣府防災担当 (災害規模や被害状況等に応じて参加)

※岐阜県災害ボランティア連絡調整会議の運営を円滑に行うとともに、必要な意思決定を行うためコア会議を設置。

[構成団体] 清流の国ぎふ防災・減災センター
 (特非)ぎふNPOセンター
 (社福)岐阜県社会福祉協議会
 岐阜県健康福祉部地域福祉課

- ・令和元年9月の県総合防災訓練に合わせた「岐阜県災害ボランティア連絡調整会議設置訓練」では、瑞浪市とオンラインで連携し、会議の設置から、コア会議、全体会議の開催までの訓練を行い、災害時における各団体の役割や情報共有の重要性を認識した。

(2) 市町村における三者連携体制の構築

- ・県は、平成31年3月に「災害ボランティアセンター運営にかかる連携ガイドライン」を策定し、市町村社会福祉協議会だけに任せるのではなく市町村がボランティアセンターの運営に関与することや関係機関と連携することについて規定した。
- ・国の防災基本計画（ボランティアの受入）には、「地方公共団体は、円滑なボランティア活動を支援するため、社会福祉協議会、NPO等との連携（三者連携）を図る」とある。これを踏まえて令和元年10月には、5圏域で市町村、市町村社会福祉協議会、NPO等との意見交換会を実施し、各市町村における三者連携体制の構築を働きかけた。
- ・令和元年度は市町村、県・市町村社会福祉協議会、NPO、県災害ボランティア支援職員*等を対象とした「岐阜県災害ボランティア支援職員スキルアップ研修」において、三者連携の必要性の講義などを実施した。

※県災害ボランティア支援職員は、健康福祉部内の管理職を中心に13名選定。災害時には災害ボランティアセンターの運営などをサポートする。

(3) コロナ禍におけるボランティアの受入れ

- ・令和2年6月に開催した「岐阜県災害ボランティア支援職員スキルアップ研修」では、三者連携の必要性や全国社会福祉協議会が示した「新型コロナウイルス感染が懸念される状況における災害ボランティアセンターの設置・運営等について～全社協VCの考え方～」についての講義などを実施した。

2. 事象（事実の記載）とその事象への対応

(1) 「岐阜県災害ボランティア連絡調整会議」の対応

- ・7月8日、関係機関（コア会議メンバー）による会議を開催し、県内の気象・被害情報等の共有や市町村社会福祉協議会によるボランティアセンター設置の動き、コロナ禍におけるボランティア受入対応について協議した。
- ・7月9日、関係機関（コア会議メンバー）による会議を開催し、ボランティアセンター設置の動き等について共有するとともに、被害規模の大きい下呂市の現地調査を実施した。
- ・7月11日、岐阜県社会福祉協議会（以下、県社会福祉協議会）より、高山市社会福祉協議会が「高山市災害ボランティア支援センター」を設置する旨の連絡を受け、「岐阜県災害ボランティア連絡調整会議」を設置した。
- ・7月12日、岐阜県災害ボランティア連絡調整会議【コア会議】を開催し、全体会議の開催等について検討を実施した。

- ・7月13日、岐阜県災害ボランティア連絡調整会議【全体会議】を開催した。被災市町のコロナ禍におけるボランティアの受入状況、各団体の支援体制、受付での人員、スコープ等の資機材の確保の状況などを確認し、高山市社会福祉協議会にタオル約200枚を提供した。
- ・8月3日、高山市災害ボランティア支援センターが閉鎖され、平時の体制に移行したことに伴い、「岐阜県災害ボランティア連絡調整会議」を閉鎖した。

(2) 県社会福祉協議会の対応

- ・7月7日、全国社会福祉協議会が示した「新型コロナウイルス感染が懸念される状況における災害ボランティアセンターの設置・運営等について～全社協VCの考え方～」を踏まえて、「コロナ禍における市町村社協災害ボランティアセンター設置・運営の考え方（岐阜県版ガイドライン）」を策定した。
- ・7月8日、関係機関（コア会議メンバー）による会議で、上記の岐阜県版ガイドラインを協議し、本県のボランティア受入方針を定め、市町村社会福祉協議会に周知した。

<全国社会福祉協議会の考え方>

- ・ボランティアの募集範囲は、顔の見える範囲から市町村域を基本として、広くボランティアの参加を呼び掛けることはしない。
- ・ボランティアの募集範囲の拡大は、被災地域の住民等の意見・意向等を踏まえ、行政（都道府県を含む）と協議し判断する。

<県社会福祉協議会の考え方>

- ・全国社会福祉協議会の考え方を踏まえて、岐阜県版ガイドラインを策定。
- ・市町村社会福祉協議会におけるボランティアの募集範囲については、市町村域を基本とする。
- ・被災地域のニーズを踏まえ、市町村域を超えて募集する必要がある場合は、その範囲（隣接市町村→圏域→県域）について行政と協議する。

- ・7月10日、被害規模の大きかった下呂市の現地調査を2名で実施した。
- ・7月11日、被災市町村のボランティアセンターの運営支援や関係団体との連絡調整等を行うため、「岐阜県災害ボランティアセンター」を設置した。
- ・7月12日、高山市と下呂市の現地調査を各2名で実施した。
- ・その後も被災市町村の社会福祉協議会と適宜、連絡調整を図り支援した。
- ・8月3日、「岐阜県災害ボランティアセンター」を閉鎖した。

(3) 被災市町、被災市町社会福祉協議会の対応

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、全国社会福祉協議会の考え方や、県社会福祉協議会の岐阜県版ガイドラインにより、被災規模や被災市町の住民の意向を踏まえ、被災市町はボランティアをその市町在住者に限定し募集した。
- ・ボランティアの受入れは事前申込み制とし、受付では、消毒液を設置し、マスクの着用と検温、健康状態などを記入するチェックシートの提出を求めた。また、運営スタッフは、マスクやフェイスシールドを着用して対応した。

① 高山市

- ・7月8日から、市と市社会福祉協議会で、災害ボランティア支援センターの設置について協議した。
- ・7月11日、市社会福祉協議会が県社会福祉協議会に対して、翌日に「高山市災害ボランティア支援センター」を開設し、市内の過去の災害時に活動したボランティア団体で対応する旨を連絡した。
- ・7月12日から8月2日までの22日間、浸水した家財の運び出し及び泥かき等のため、市内の過去の災害時に活動したボランティア団体の延べ799人が活動した。
- ・8月2日、「高山市災害ボランティア支援センター」を閉鎖した。

② 下呂市

- ・7月8日から、市と市社会福祉協議会で、ボランティア受入れについて協議した。
- ・7月11日、市社会福祉協議会が県社会福祉協議会に対して、翌日から市内在住者に限定してボランティアを募集する旨を連絡した。
- ・7月12日から22日までの11日間、浸水した家財道具などの運び出し及び泥かき等のため、市内在住のボランティア延べ494人が活動した。

③ 八百津町

- ・7月8日、町と町社会福祉協議会で、ボランティア受入れについて協議した。
- ・7月12日、災害ゴミの片付け及び収集のため、町内在住のボランティア4名が活動した。

④ 白川町

- ・7月8日、町と町社会福祉協議会で、ボランティア受入れについて協議した。
- ・7月9日から11日までの3日間、浸水した家財道具の運び出し及び泥かき等のため、町内在住のボランティア延べ49人が活動した。

[ボランティアの活動人数]

	高山市	下呂市	八百津町	白川町	日 計
7月 9日(木)	—	—	—	9人	9人
7月10日(金)	—	—	—	11人	11人
7月11日(土)	—	—	—	29人	29人
7月12日(日)	71人	248人	4人	—	323人
7月13日(月)	15人	42人	—	—	57人
7月14日(火)	(休み)	(休み)	—	—	0人
7月15日(水)	76人	32人	—	—	108人
7月16日(木)	61人	30人	—	—	91人
7月17日(金)	45人	36人	—	—	81人
7月18日(土)	96人	70人	—	—	166人
7月19日(日)	130人	(休み)	—	—	130人
7月20日(月)	59人	14人	—	—	73人
7月21日(火)	25人	22人	—	—	47人
7月22日(水)	22人	0人	—	—	22人
7月23日(木)	48人	—	—	—	48人
7月24日(金)	51人	—	—	—	51人
7月25日(土)	(休み)	—	—	—	0人
7月26日(日)	(休み)	—	—	—	0人
7月27日(月)	(休み)	—	—	—	0人
7月28日(火)	(休み)	—	—	—	0人
7月29日(水)	8人	—	—	—	8人
7月30日(木)	10人	—	—	—	10人
7月31日(金)	8人	—	—	—	8人
8月 1日(土)	40人	—	—	—	40人
8月 2日(日)	34人	—	—	—	34人
合 計	799人	494人	4人	49人	1,346人

3. これまでの取組みの評価と今回の災害における課題

(1) 岐阜県災害ボランティア連絡調整会議設置前の対応

- ・岐阜県災害ボランティア連絡調整会議の設置（＝被災市町村社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの設置）を待たず、コア会議メンバーで情報共有や被災状況確認を行っているが、設置マニュアルに記載がないため、明記する必要がある。

課題・・対応策（1）

(2) ボランティア受入れのためのルールづくり

- ・今回の災害では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、被災市町の社会福祉協議会は、全国社会福祉協議会の考え方にに基づき、被災市町と協議し、被災規模や被災者ニーズも踏まえて、その市町在住者に限定して、ボランティアを募集した。
- ・しかし、今後の災害では、被災した市町村内のボランティアだけでは対応できないことも想定される。また、全国社会福祉協議会のボランティアの募集範囲拡大の考え方は「被災地域の住民等の意見・意向等を踏まえ、行政（都道府県を含む）と協議し判断する」こととなっているが、具体的な方針がない。
- ・このため、国に被災地でボランティアを受け入れるための全国的なルールの策定を要望しているところであるが、判断の目安となる方針づくりが必要である。

課題・・対応策（2）

(3) 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底

- ・コロナ禍におけるボランティアセンターの運営にあたっては、ボランティアの受入れは事前申込み制とし、受付では、消毒液を設置し、マスクの着用と検温、健康状態などを記入するチェックシートの提出を求めた。また、運営スタッフは、マスクやフェイスシールドを着用して対応した。
- ・今回の被災市町以外においても、コロナ禍におけるボランティアセンターの設置・運営について、平時から徹底する必要がある。

課題・・対応策（3）

(4) 市町村における三者連携体制の構築

- ・各地域内で発災後、速やかに助け合い活動ができるようにするための、顔の見える関係づくりとなる三者連携体制（NPO等支援団体、社会福祉協議会、行政）が、各市町村に必要である。

課題・・対応策（4）

4. 対応策

- (1) 「岐阜県災害ボランティア連絡調整会議」設置マニュアルの見直し【県】
- ・「岐阜県災害ボランティア連絡調整会議」設置前に実施する、コア会議メンバーによる設置準備に係る会議をマニュアルに明記する。
- (2) 新型コロナウイルス禍におけるボランティア受入方針の策定【県】
- ・感染症専門家の意見を踏まえ、市町村社会福祉協議会によるボランティアの受入れに必要となる感染症対策について整理し、「新型コロナウイルス禍における災害ボランティア受入方針」を策定する。
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策の徹底のための研修会の実施【県】
- ・上記受入方針に基づき、市町村及び市町村社会福祉協議会に対して感染症対策を周知、徹底するため、研修会を実施する。
- (4) 市町村での三者連携体制の構築【県・市町村】
- ・国の防災基本計画には「地方公共団体は、円滑なボランティア活動を支援するため、社会福祉協議会、NPO等との連携（三者連携）を図る」とあり、5圏域で市町村、市町村社会福祉協議会、NPO等との意見交換会を実施し、各市町村における三者連携体制の構築を働きかける。

検証項目 1 : コロナ禍における避難所運営、災害ボランティア等の受入
(2) : 災害ボランティア等の受入等
② : 応援職員・リエゾンの派遣、受入対応
ア : 派遣する応援職員（県職員、市町村職員）の感染防止対策

1. これまでの取組み

<感染防止対策の周知等>

- ・県において、災害対策業務の際における新型コロナウイルス感染症対策のため体温計、手指消毒液、マスクを調達している。
- ・応援職員の派遣における新型コロナウイルス感染症に係る留意事項等について、県内市町村に周知した。

【県内市町村への周知内容】

○令和2年5月25日

新型コロナウイルス感染症の発生が続く状況下での、感染防止対策についての留意事項をまとめた、「被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援職員の派遣における新型コロナウイルス感染症に係る留意事項について」（令和2年5月22日付け総行派第20号総務省自治行政局公務員部公務員課応援派遣室長通知）を周知。

○令和2年6月16日

本格的な出水期を迎えるにあたり、感染症対策に万全を期した応援職員の派遣が行われるための準備の依頼や、災害対応関係業務における新型コロナウイルス感染症対策についての関連文書を整理した、「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援職員の派遣について」（令和2年6月15日付け総行派第22号総務省自治行政局公務員部公務員課応援派遣室長通知）を周知。

2. 事象（事実の記載）とその事象への対応

(1) 災害マネジメント支援職員の派遣

- ・ 7月13日、下呂市から災害マネジメント支援職員（以下「支援職員」）の派遣要請があり、支援職員2名を選定（選定にあたっては、事前に健康状態確認済）し派遣決定した。
- ・ 7月14日から22日までの9日間、下呂市において、災害対策本部支援業務に従事した。

【感染防止対策の実施】

- ・ 支援職員の携行品として、体温計、手指消毒液、マスクを貸与。
- ・ 派遣出発当日、県庁内において支援職員の体温測定を実施。
- ・ 派遣期間中、活動開始前に体温測定及び支援職員相互で体調をチェックし、体調に問題がないことを県災害対策本部へ報告のうえ、活動開始。
- ・ 派遣期間中、適宜、手指消毒を実施のうえ活動。

【活動開始前の体温測定】



【活動中の手指消毒】



(2) 情報連絡員の派遣

- ・ 県事務所から、市町村災害対策本部へ情報連絡員を派遣した。

派遣した日	7月8日（水）	7月11日（土）
事象	大雨特別警報	土砂災害警戒情報
郡上市	1名	
中津川市	1名	
恵那市	1名	
高山市	2名	1名
飛驒市	2名	
下呂市		2名（～12日）

※延べ10名

【感染防止対策の実施】

- ・ 派遣期間中は、通常勤務の出勤と同様、検温等体調チェックのうえで派遣先へ出張した。

(3) 他縣市から熊本県への応援職員の感染

- ・7月13日、熊本県に派遣されていた香川県高松市の職員（保健師）が、派遣終了後に高松市が実施したPCR検査で、新型コロナウイルスに感染していることが判明した。

（派遣者：保健師2名
派遣期間：7月8日～12日
従事内容：人吉保健所管内で避難所運営業務に従事）

【熊本県（受入側）対応】

- 7月13日
 - ・避難者に状況説明を行ったうえで、避難所の消毒作業に着手。
 - ・検査（検体の採取）希望者については、随時対応。
 - ・他県からの応援職員等に対しては、感染防止対策のより一層の徹底を依頼（内閣府、全国知事会、全国市長会、全国町村会、報道機関各社へ通知）。
 - ・報道機関への説明（知事記者会見）。
- 7月14日
 - ・熊本市と連携し、避難者の検査を随時実施（全て陰性）。
 - ・全避難所の感染防止対策チェックを実施。
- 7月18日
 - ・「被災地で活動する際の感染防止対策チェックリスト」をウェブサイトに掲載。併せて、全国県知事会を通じ各都道府県にチェックリストの活用を依頼。

【香川県（派遣元）対応】

- 7月13日
 - ・患者との濃厚接触者5名のPCR検査を実施（全て陰性）。
- 7月19日
 - ・全国知事会対策本部において、高い公益性の観点から、災害派遣職員の事前のPCR検査の実施と、全額国費負担の必要性について発言。

3. これまでの取組みの評価と今回の災害における課題

<課題>

- ・他県の感染事例を踏まえ、派遣開始時の体調のみならず、派遣期間の前後の一定期間についても派遣職員の体調確認を実施することにより、感染防止対策の徹底を図る必要がある。

課題 ・ ・ 対応策（1）（2）

4. 対応策

(1) 職員派遣に係る感染防止対策の明文化【県・市町村】

- ・ 確実な感染防止対策を実施する観点から、「災害マネジメント支援職員の派遣に関する要綱」及び「情報連絡員の派遣に関する要綱」に、以下の対策について明記する。また、中部9県1市の「災害時等の応援に関する協定」及び総務省の「被災市区町村応援職員確保システム」に基づく、他県への応援職員派遣の際にも準用する。

<引き続き実施する感染防止対策>

① 派遣期間中の感染防止対策

派遣者は派遣期間中、以下を実施

- ・ 活動開始前の検温の実施
(体調不良時には活動を差控えるとともに、総務部及び危機管理部へ報告)
- ・ 活動時のマスクの常用
- ・ 随時の手指消毒の実施

② 感染防止対策資材の準備

以下の資材を準備の上、派遣職員に貸与

- ・ 体温計 ・ マスク ・ 手指消毒用エタノール

<新たに実施する感染防止対策>

③ 派遣期間前後の職員の体調確認

派遣期間の前後2週間について、以下の症状等がないことを確認

- ・ 派遣される職員本人の派遣期間前後2週間の体調について、健康状態自己チェックシートにおいて、発熱等の風邪症状がないことを確認
- ・ 併せて派遣される職員の家族の体調についても確認

(2) 感染症対策の徹底のための研修会【県】

- ・ 災害マネジメント支援職員の研修においても、上記の感染防止対策等の内容を追加し、周知徹底を図る。

検証項目 1 : コロナ禍における避難所運営、災害ボランティア等の受入

(2) : 災害ボランティア等の受入等

② : 応援職員・リエゾンの派遣、受入対応

イ : 国機関等のリエゾンの受入対応

1. これまでの取組み

- ・令和2年3月に中部電力(株)と災害時に県災害対策本部へリエゾン等を派遣する内容を盛り込んだ「大規模災害時における相互連携に関する協定」を締結した。
- ・令和2年6月に新型コロナウイルス感染症対策として、県災害対策本部入口にサーモグラフィを設置したほか、随所に手指消毒液を配置した。

2. 事象(事実の記載)とその事象への対応

<事象>

- ・大雨特別警報が発表された7月8日から7月13日まで、県災害対策本部に国機関や民間企業から延べ58人のリエゾンを受け入れた。

○県災害対策本部における国機関等職員リエゾンの受入れ

機 関 名	7月8日	7月9日	7月10日	7月11日	7月12日	7月13日	延べ
陸上自衛隊 第35普通科連隊	3人	3人					6人
航空自衛隊 第2補給処	3人	3人					6人
第四管区 海上保安本部 警備救難部 環境防災課	2人						2人
総務省 東海総合通信局	2人	2人	1人			2人	7人
国土交通省 中部地方整備局	2人	2人	2人	2人	2人	2人	12人
国土交通省 中部運輸局 岐阜運輸支局	1人	1人	1人			1人	4人
国土地理院 中部地方測量部	2人	2人					4人
農林水産省 東海農政局 岐阜県拠点	2人	2人	2人	2人	2人	2人	12人
中部電力パワーグリッド (株)岐阜支社	1人	1人	1人	1人		1人	5人
計	18人	16人	7人	5人	4人	8人	58人

<対応>

- ・ 県災害対策本部のレイアウトは、密を避けるため幅広なレイアウトに変更。
- ・ 県災害対策本部に入室するリエゾンに対し、入室前にサーモグラフィでの検温、手指消毒液による消毒を実施。
- ・ リエゾンとの打合せや会議は密を避け、こまめな換気を実施。



(県災害対策本部入口)



(外部機関等要員室)

3. これまでの取組みの評価と今回の災害における課題

(1) リエゾン受入れに係る感染防止対応

- ・ サーモグラフィによる入室前の検温や手指消毒液の設置等により、感染リスクの低減を図ることができたが、その他の感染防止対策は確認できなかった。
- ・ 今回の災害対応において、リエゾンを受け入れた別室（外部機関等要員室）は県災害対策本部と同一フロアであったため、情報交換で問題になることはなかったが、更に多くのリエゾン等を受け入れる場合、同一フロアに収まらない可能性がある。

課題 ・ ・ 対応策（1）

4. 対応策

(1) リエゾン受入れに係る感染防止対策の徹底【県】

- ・ 国から派遣される職員の感染防止対策について共通したルールを定めて周知するよう、国の防災部局等へ要望する。
- ・ 情報交換で問題が生じないように、必要に応じてテレビ電話等を活用する。
- ・ 国から派遣される職員の受入れに関する感染防止対策について、要綱等に明記する。